

議案第 26 号

芽室町介護保険条例中一部改正の件

芽室町介護保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 24 年 3 月 2 日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例

芽室町介護保険条例（平成 12 年芽室町条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「23,700 円」を「30,600 円」に改め、同条第 3 号中「35,500 円」を「45,900 円」に改め、同条第 4 号中「47,400 円」を「61,200 円」に改め、同条第 5 号中「54,400 円」を「70,300 円」に改め、同条第 6 号中「59,200 円」を「76,500 円」に改め、同号ア中「200 万円未満」を「190 万円未満」に改め、同条第 7 号中「71,100 円」を「91,800 円」に改め、同条第 8 号中「82,900 円」を「107,100 円」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の芽室町介護保険条例（以下「新条例」という。）第 4 条の規定は、平成 24 年度以後の年度分の保険料から適用し、平成 23 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度における保険料率の特例）

第 3 条 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）附則第 16 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率は、新条例第 4 条第 3 号の規定にかかわらず、39,700 円とする。

第 4 条 令附則第 17 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率は、新条例第 4 条第 4 号の規定にかかわらず、55,000 円とする。

説 明

芽室町介護保険事業計画の見直しによる平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間の介護保険料率を改正し、併せて附則において低所得者に対する保険料上昇分を抑制する特例措置を設けようとするものであります。

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>30,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,900円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,200円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>70,300円</u></p> <p>ア・イ 一略一</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 一略一</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>91,800円</u></p> <p>ア・イ 一略一</p> <p>(8) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>107,100円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成21年度から平成23年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>23,700円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>23,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>35,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>47,400円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>54,400円</u></p> <p>ア・イ 一略一</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>59,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 一略一</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>71,100円</u></p> <p>ア・イ 一略一</p> <p>(8) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>82,900円</u></p>

改正案	現 行
<p>附 則 <u>(施行期日)</u> 第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u> 第2条 改正後の芽室町介護保険条例（以下「新条例」という。） 第4条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p> <p><u>(平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例)</u> 第3条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条第3号の規定にかかわらず、39,700円とする。</p> <p>第4条 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条第4号の規定にかかわらず、55,000円とする。</p>	

【第1号被保険者の所得段階別保険料】

所得段階	第4期<平成21年度から平成23年度>			第5期<平成24年度から平成26年度>			
	対象者		保険料年額	対象者		保険料年額	芽室町介護保険 条例の関係条文
	本人の属する 世帯員の状況	本人の状況	(保険料月額) 基準額に対する割合	本人の属する 世帯員の状況	本人の状況	(保険料月額) 基準額に対する割合	
第1段階	世帯員全員が 町民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	23,400円 (月額1,950円) 基準額×0.5	世帯員全員が 町民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	30,600円 (月額2,550円) 基準額×0.5	
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の 合計額が80万円以下の方	23,400円 (月額1,950円) 基準額×0.5		合計所得金額と課税年金収入額の 合計額が80万円以下の方	30,600円 (月額2,550円) 基準額×0.5	第4条第2号
第3段階 (軽減対象)		第1段階・第2段階に該当しない 方	35,100円 (月額2,925円)		合計所得金額と課税年金収入額の 合計額が120万円以下の方	39,700円 (月額3,315円) 基準額×0.65	附則 第3条
第3段階	基準額×0.75		合計所得金額と課税年金収入額の 合計額が120万円を超える方	45,900円 (月額3,825円) 基準額×0.75	第4条第3号		
第4段階 (軽減対象)	世帯員が町民税 を課税されている世帯	本人が町民税非課税で、合計所得 金額と課税年金収入額との合計額 が80万円以下の方	42,100円 (月額3,510円) 基準額×0.9	世帯員が町民税 を課税されている世帯	本人が町民税非課税で、合計所得 金額と課税年金収入額との合計額 が80万円以下の方	55,000円 (月額4,590円) 基準額×0.9	附則 第4条
第4段階		本人が町民税非課税で、合計所得 金額と課税年金収入額との合計額 が80万円を超える方	46,800円 (月額3,900円) 基準額×1.0		本人が町民税非課税で、合計所得 金額と課税年金収入額との合計額 が80万円を超える方	61,200円 (月額5,100円) 基準額×1.0	第4条第4号
第5段階		本人が町 民税課税	合計所得金額が125 万円未満の方		53,800円 (月額4,485円) 基準額×1.15	本人が町 民税課税	合計所得金額が125 万円未満の方
第6段階	合計所得金額が125 万円以上200万円未 満の方		58,500円 (月額4,875円) 基準額×1.15	合計所得金額が125 万円以上190万円未 満の方	76,500円 (月額6,375円) 基準額×1.25		第4条第6号
第7段階	本人が町 民税課税	合計所得金額が200 万円以上500万円未 満の方	70,200円 (月額5,850円) 基準額×1.5	本人が町 民税課税	合計所得金額が190 万円以上500万円未 満の方	91,800円 (月額7,650円) 基準額×1.5	第4条第7号
第8段階		合計所得金額が500 万円以上の方	81,900円 (月額6,825円) 基準額×1.75		合計所得金額が500 万円以上の方	107,100円 (月額8,925円) 基準額×1.75	第4条第8号